

民間認証局相互認証規程

2004年（平成16年）9月1日

2007年（平成19年）11月8日改定

2011年（平成23年）11月22日改定

ブリッジ認証局運営責任者

相互認証規程	必要な様式等
<p>第1条（適用対象）</p> <p>本規程は、「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証基準について」（平成13年4月25日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承。最終改定平成20年9月30日行政情報システム関係課長連絡会議了承。以下「相互認証基準」という。）に定める民間認証局に適用する。</p>	
<p>第2条（相互認証の新規手続）</p> <p>第1</p> <p>相互認証の新規申請を行う民間認証局は、様式「相互認証申請書」による申請書をブリッジ認証局に提出するものとする。申請書に添付する書類は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> －代表者の印鑑証明書（原本1通） －「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成12年法律第102号）に基づく特定認証業務の認定を証する書類（写し） －CP/CPS＜紙媒体及び電子媒体＞ －事務取扱要領等（文書内で他の文書を参照している場合は、参照先文書を含む。）＜紙媒体及び電子媒体＞ －審査基準に対する書類対応表＜紙媒体及び電子媒体＞ <p>第2</p> <p>相互認証は、ブリッジ認証局の定める「相互認証新規手続」に基づき実施するものとする。</p>	<p>■相互認証申請書</p> <p>■審査基準に対する書類対応表</p> <p>■相互認証新規手続</p>
<p>第3条（相互認証の更新手続）</p> <p>第1</p> <p>相互認証の更新申請を行う民間認証局は、新たな相互認証証明書の取り交わしを行うことを予定している日の120日前までに、様式「相互認証更新申請書」による申請書をブリッジ認証局に提出するものとする。申請書に添付する書類は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> －代表者の印鑑証明書（原本1通） －「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成12年法律第102号）に基づく特定認証業務の認定を証する書類（写し） －CP/CPS＜紙媒体及び電子媒体＞ 	<p>■相互認証更新申請書</p> <p>■審査基準に対する書類対応表</p>

相互認証規程		必要な様式等
	<p>－事務取扱要領等（文書内で他の文書を参照している場合は、参照先文書を含む。）＜紙媒体及び電子媒体＞</p> <p>－審査基準に対する書類対応表＜紙媒体及び電子媒体＞</p>	
第2	相互認証の更新は、ブリッジ認証局の定める「相互認証更新手続」に基づき実施するものとする。	■相互認証更新手続
第4条（相互認証の変更手続）		
第1	<p>認証業務について技術面又は運用面を変更しようとする民間認証局は、様式「変更予定事項事前確認表」により、変更予定の内容をブリッジ認証局に提出するものとする。ただし、同一室内における既設の設備と同等以上の性能を有する設備への変更及びその増設については軽微な変更とし、当該手続は要しない。</p> <p>ブリッジ認証局は、提出された変更予定の内容について、ブリッジ認証局による審査の必要性を判断し、その結果を当該認証局に連絡する。</p>	■変更予定事項事前確認表
第2	<p>前項においてブリッジ認証局による審査が必要と判断された民間認証局は、様式「相互認証変更申請書」による申請書をブリッジ認証局に提出するものとする。申請書に添付する書類は次のとおりとする。ブリッジ認証局は、必要に応じその他の書類の提出を求める。</p> <p>－代表者の印鑑証明書（原本1通）</p>	■相互認証変更申請書
第3	相互認証の変更は、ブリッジ認証局の定める「相互認証変更手続」に基づき実施するものとする。	■相互認証変更手続
第4	相互認証の変更手続により、相互認証証明書の再取り交わしが必要となった場合、新たな相互認証証明書の有効期間満了日は、再取り交わしを行う前の相互認証証明書の有効期間満了日を超えない日とする。	
第5条（相互認証の失効手続）		
第1	<p>民間認証局及びブリッジ認証局は、民間認証局又はブリッジ認証局に相互認証の失効事由が発生した場合、双方の相互認証証明書を失効する。</p> <p>なお、CA 秘密鍵危殆化等緊急事態が発生した場合は、第11条に定める手続を行うものとする。</p>	

相互認証規程		必要な様式等
<p>第2</p> <p>相互認証の失効を決定した民間認証局は、失効を予定している日の60日前までに、様式「相互認証失効申請書」による申請書をブリッジ認証局に提出するものとする。申請書に添付する書類は次のとおりとする。</p> <p>ー代表者の印鑑証明書（原本1通）</p> <p>ブリッジ認証局が民間認証局との相互認証の失効を決定した場合は、ブリッジ認証局は様式「相互認証失効申請書」による申請書を当該認証局に提出する。</p>	<p>■相互認証失効申請書</p>	
<p>第3</p> <p>相互認証の失効は、ブリッジ認証局の定める「相互認証失効手続」に基づき実施するものとする。</p>	<p>■相互認証失効手続</p>	
<p>第6条（相互認証基準への準拠）</p> <p>民間認証局は、相互認証基準における「第2 民間認証局」に定める基準に準拠した運用を実施するものとする。ブリッジ認証局は、民間認証局の相互認証基準違反が判明した場合、当該認証局との相互認証を失効する。</p>		
<p>第7条（監査結果の報告）</p> <p>民間認証局は、その運営に直接関連しない監査人によるCP/CPSへの準拠性監査を少なくとも年1回行うものとする。この監査結果は、監査手続の概要、指摘事項及びそれに対する是正計画等を取りまとめ、ブリッジ認証局に報告するものとする。</p>		
<p>第8条（特定認証業務の更新、変更及び失効に伴う連絡）</p> <p>民間認証局は、「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成12年法律第102号）に基づく特定認証業務の認定を更新し、変更し、又は失効する場合、速やかにその旨を第10条に定めるブリッジ認証局の通常連絡窓口に連絡するものとする。この場合において、第4条又は第5条に該当するときは、併せて当該手続を行うものとする。</p>		
<p>第9条（保守・障害等の連絡及び情報公開）</p> <p>第1</p> <p>民間認証局は、保守・障害等により、リポジトリ若しくはOCSPレスポンドの一時停止その他の証明書検証に支障を来す事象が発生する、又は発生した場合、速やかに第10条に定めるブリッジ認証局の通常連絡窓口に連絡するとともに、ホームページ上において発生事象に係る情報を公開するものとする。</p> <p>第2</p>		

相互認証規程		必要な様式等
	ブリッジ認証局は、保守・障害等により統合リポジトリを一時的に停止する、又は停止した場合、速やかに第 10 条に定める相互認証先認証局の通常連絡窓口に連絡するとともに、ホームページ上において停止に係る情報を公開する。	
第 10 条	(連絡窓口の設置)	
	<p>民間認証局及びブリッジ認証局は、連絡窓口を設置し、その連絡先を相互に提出する。変更が発生した場合は、速やかに変更後の連絡先を再提出する。</p> <p>なお、連絡窓口は、運用上の情報伝達その他の緊急を要しない連絡を目的とした通常連絡窓口及び危殆化等緊急事態が発生した場合の連絡を目的とした常時連絡可能な緊急連絡窓口を設置するものとする。</p>	■連絡窓口一覧表
第 11 条	(緊急事態の対応)	
	<p>第 1</p> <p>民間認証局は、CA 秘密鍵危殆化（発生の恐れを含む。）等緊急事態が発生した場合、当該認証局が定める緊急時対応の手續に基づき、直ちにサービスの停止その他の必要な措置を講じるとともに、ブリッジ認証局の定める「相互認証緊急時対応手續」に基づき、第 10 条に定めるブリッジ認証局の緊急連絡窓口への連絡その他の必要な手續を行うものとする。</p> <p>ブリッジ認証局は、当該認証局から CA 秘密鍵危殆化等緊急事態の連絡を受けた場合、ブリッジ認証局が定める手續に基づき対処し、CA 秘密鍵危殆化発生時においては、当該認証局との相互認証を失効する。</p>	■相互認証緊急時対応手續
	<p>第 2</p> <p>ブリッジ認証局は、CA 秘密鍵危殆化等緊急事態が発生した場合、ブリッジ認証局の定める危機管理計画に基づき、直ちにサービスの停止及び第 10 条に定める民間認証局の緊急連絡窓口への連絡を行うとともに、CA 秘密鍵危殆化発生時においては、相互認証先認証局に対し相互認証の失効を申請する。</p>	
第 12 条	(見直し)	
	本規程は、必要に応じて改定する。	